定款

**第１章　総　則**

（商号）

第１条 　当会社は， と称する。

（目的）

第２条 　当会社は，次の事業を行うことを目的とする。

　　　　{A2:項目2}

（本店所在地）

第３条 　当会社は，{A2:項目1-2}に置く。

（公告方法）

第４条 　当会社の公告は，決算公告を電子公告、法定公告を官報で行う。{A2:項目1-3}

**第２章　株　式**

（発行可能株式総数）

第５条 　当会社の発行可能株式総数は，{A2:項目5-4}株とする。

（株券の不発行）

第６条 　当会社の発行する株式については，株券を発行しない。{A2:項目5-1}

（株式の譲渡制限）

第７条 　当会社の発行する株式を譲渡により取得するには，{A2:項目5-5,6}の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する売渡請求）

第８条 　当会社は，相続，合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第９条 　当会社の株式の取得者が，株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，当会社所定の書式で請求しなければならない。

（質権の登録及び信託財産表示請求）

第１０条　当会社の発行する株式につき質権の登録，変更若しくは抹消，又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

（手数料）

第１１条　前２条の請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１２条　当会社は，毎事業年度末日の最終株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　第１項のほか，必要があるときは，あらかじめ公告して，一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって，その権利を行使することができる株主とすることができる。

（株主の住所等の届出）

第１３条　当会社の株主又はそれらの法定代理人は，当会社所定の書式により，住所，氏名及び印鑑を当会社に届け出なければならない。

　　　２　前項の届出事項を変更したときも同様とする。

（募集株式の発行）

第１４条　募集株式の発行に必要な事項の決定は，株主総会の特別決議によってする。

**第３章　株主総会**

（招集時期）

第１５条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度の終了後３か月以内に招集し，臨時株主総会は，必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，株主に対して招集通知を発するものとする。

（株主総会の議長）

第１６条　株主総会の議長は，取締役社長がこれに当たる。

　　　２　取締役社長に事故があるときは，当該株主総会で議長を選出する。

（株主総会の決議）

第１７条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１８条　株主又はその法定代理人は，当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として，議決権を行使することができる。ただし，この場合には，総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

**第４章　取締役及び代表取締役**

（取締役の員数）

第１９条　当会社の取締役は，１名以上５名以下とする。

（取締役の選任）

第２０条　取締役は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については，累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第２１条　取締役の任期は，選任後{A2:項目4-2}以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として，又は増員により選任された取締役の任期は，前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役及び社長）

第２２条　当会社に取締役を複数名置く場合は，取締役の互選により代表取締役１名を定め，代表取締役をもって社長とする。

２　当会社におく取締役が１名の場合は，その取締役を社長とする。

３　社長は当会社を代表して業務を執行する。

（取締役の報酬及び退職慰労金）

第２３条　取締役の報酬及び退職慰労金は，株主総会の決議によって定める。

**第５章　計　算**

（事業年度）

第２４条　当会社の事業年度は，{A2:項目3-1}までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２５条　剰余金の配当は，毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対して行う。

第２６条　剰余金の配当が，その支払の提供の日から３年を経過しても受領されないときは，当会社は，その支払義務を免れるものとする。

**第６章　附　則**

（設立に際して出資される財産の最低額）

第２７条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は，金{A2:項目5-3}とする。

（成立後の資本金の額）

第２８条　当会社の設立に際して出資される財産の全額を成立後の資本金の額とする。

（最初の事業年度）

第２９条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から{A2:項目3-2}　　　までとする。

（発起人の氏名ほか）

第３０条　発起人の氏名，住所及び設立に際して引き受けた株式数は，次のとおりである。

{A2:項目6-1}

　　　　　{A2:項目6-2}

　　　　　{A2:項目6-n}

（設立時取締役等）

第３１条　当会社の設立時取締役及び設立時代表取締役は，次のとおりである。

　　　　設立時取締役

　　　　設立時取締役　　　　{A2:項目7-2}

　　　　設立時取締役　　　　{A2:項目7-n}

　　　　設立時代表取締役

（法令の準拠）

第３２条　この定款に規定のない事項は，すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

　以上，設立のためこの定款を作成し，発起人が次に記名押印する。

　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　発起人　　　　　　　｛A2:項目6-1｝　　　　（印）

　　　　　　　　　発起人　　　　　　　｛A2:項目6-2｝　　　　（印）

　　　　　　　　　発起人　　　　　　　｛A2:項目6-n｝　　　　（印）